

大使館便り

第213号 令和2年12月15日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からのご挨拶

今年も早いもので、年末のご挨拶をさせていただく時期となりました。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で、皆様にとり、例年とは全く異なる1年となったのではないのでしょうか。私は駐ポルトガル日本大使として当地に着任して早くも1年が経過いたしました。着任した当初はこのような年になるとは思いもよりませんでした。皆様のご理解・ご支援の下、一年を大過なく過ごすことができました。新型コロナウイルス感染症により予定していた行事をキャンセルしなければならないこともありました。日本・ポルトガル修好160周年の本年に茂木大臣が日本の外務大臣として18年振りに当地を訪問したことは良好な二国間関係の象徴であると考えます。今後も引き続き、更なる協力関係強化に尽力したいと思います。

例年であれば、忘年会等の季節ですが、残念ながら多くの人が集まる機会はある限り避ける必要があります。どうぞ、感染対策を徹底いただきますようお願いいたします。

末尾ではございますが、皆様、どうぞ良いお年をお迎えください。

2. 政治・経済関係

(1) 「非常事態宣言」の発令及び延長

11月6日に共和国議会で可決され11月9日より効力を発している「非常事態宣言」は、国内感染状況に鑑み、11月20日に議会で12月8日まで延長する旨可決されました。更に12月4日には、12月23日までの延長が可決され、12月23日以降も同宣言が延長される見込みです。感染状況に応じ外出規制等の措置が課せられており、クリスマス及び年末年始については例外的措置が講じられる見込みで、詳細は12月18日の感染状況レビューに基づき決定される予定です。

(2) 9月貿易部門数値の発表

11月9日、国立統計院（INE）は9月の貿易量変化に関する数値を発表しました。9月は輸出が前年同月比-0.4%、輸入が前年同月比-9.9%となりました。輸入では航空機を始めとする輸送機器が39.4%、燃料及び化学品製が19.9%それぞれ減少しました。輸出では燃料及び化学製品を除いた場合、前年同月比0.2%の増加となりました。1月から9月の間、食料及び飲料部門における輸出が継続的に増加しており、同部門は全体の貿易量が低下する中、輸出の減少を抑えています。なお、第3四半期全体では前年同期と比較し輸出が3.3%、輸入が13.8%、それぞれ減少しました。貿易赤字は感染症拡大による貿易量の減少に伴い、前年同月比6億4,300万ユーロ減の10億8,800万ユーロへと減少しました。

(3) ポルトガル・チェコ外相会談の実施

11月13日、サントス・シルヴァ外務大臣はリスボンでチェコのトマーシュ・ペトシーチェク外務大臣と外相会談を実施しました。会談では、欧州多年度財務枠組み及び欧州復興基金の合意をめぐるハンガリー及びポーランドの反発について意見が交わされました。サントス・シルヴァ大臣は、ドイツが主張する「資金配分と加盟国の法治基準の関連付け」を支持しており、ハンガリーとポーランドに全会一致に向けた前向きな姿勢をとるよう呼び掛けました。ペトシーチェク大臣は同発言に関連し、「上記財務枠組み及び基金の承認は、EU内で拡大する経済不安を乗り越えるためのものであり、加盟各国の市民に対するEUの信頼性を保証する意味で不可欠なものである」と述べました。また、サントス・シルヴァ大臣はポルトガルの2021年EU議長国任期中の優先取組課題を提示し、ペトシーチェク大臣は「大きな支持を表明する」と述べました。

(4) インテルカンプス社の世論調査結果—11月

11月20日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルカンプス社が実施した世論調査結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は37.1%（前月比0.4ポイント減）に減少しました。最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は24.2%（同0.6ポイント減）と先月から減少しました。PSとPSDの支持率の差は12.9ポイント（前月比0.2ポイント増）に増加しました。その他主要政党では、左翼連合（BE）と人シェーガ党（CH）の支持率が減少し、PANの支持率が増加しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

（政党別支持率推移）

政党	6月	7月	8月	9月	10月	11月
社会党（PS）	40.0	39.0	39.6	37.4	37.5	37.1
社会民主（PSD）	24.1	23.9	24.8	24.3	24.8	24.2
左翼連合（BE）	9.8	10.4	8.5	9.9	11.0	7.7
シェーガ党（CH）	6.8	6.2	7.9	7.4	7.7	7.3
人と動物と自然の党（PAN）	3.1	3.0	3.2	4.1	4.1	5.3
統一民主連合（CDU※）	6.2	6.2	6.1	5.5	4.3	4.9
民衆党（CDS）	4.1	4.8	4.4	4.3	4.1	4.1
リベラル主導党（IL）	1.9	2.8	2.8	2.1	2.4	3.3
自由党（Livre）	0.8	0.4	0.4	0.9	0.4	1.8

※ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）

(5) アソーレス自治州で右派連合政権が発足

11月25日、ジョゼ・マヌエル・ボリエイロ社会民主党（PSD）アソーレス支部長が、アソーレス自治州知事に就任し、アソーレス自治州で右派連合政権が発足しました。10月25日

に実施された州議会選挙直後では、政権を担当し、最大議席獲得政党となった社会党（P S）に所属するヴァスコ・コルデイロ前知事の続投が見込まれていたものの、P Sが過半数を取れなかった選挙結果を受け、最大野党であるP S Dとシェーガ党が11月6日に右派州政権樹立に向け合意をしました。アソーレス自治州では24年ぶりに政権が交代しました。

（6）9月の雇用統計の発表

10月30日、国立統計院（INE）は9月の確定雇用統計と10月の推定雇用統計を公表しました。9月の確定失業者数は約41万人を記録しました。8月と比較し、失業者数が1.7%減少したものの、前年同月と比較し9.9%の増加となりました。失業率は前月比0.2%減の7.9%となりました。10月の推定失業者数は約39万人を記録しました。9月と比較し、失業者数が4.7%減少したものの、前年同月と比較し15%増加しました。失業率は前月比0.4%減の7.5%となりました。

3. 広報・文化関係

（イベント）

国際交流基金マドリッド文化センター及び当館共催オンラインイベント「ジャパトラ座による日本物語紹介」

標記「ジャパトラ座による日本物語紹介」ビデオを順次オンラインで公開しております。日本の「春夏秋冬」及び「花鳥風月」に寄せた民話（各四話）の紹介です。以下のURLよりご視聴・お楽しみください。

- ・全体紹介:

https://www.youtube.com/watch?v=srhqmEqLJLM&feature=youtu.be&fbclid=IwAR04CDJ0fw6RW_x2WHEtZZKFEbzTDwhj2TAiJW71LL225qqc94tWW1dJPjw

- ・「春夏秋冬」シリーズ（「じごくのそうべえ」（春）、「耳なし芳一」（夏）、「月のうさぎ」（秋）、「雪おんな」（冬））:

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_pt/11_000001_00305.html

- ・「着物でトーク」:

<https://youtu.be/3pjTzGM4Smc>

- ・「花鳥風月」シリーズ（「八百屋お七」（花））:

<https://youtu.be/0o56bwH5-04>

引き続き、「おくのほそ道」（鳥）、「夢応の鯉魚」（風）、「山月記」（月）三話を公開の予定です。リンク情報等につきましては追って掲載してまいります。

(報告)

(1) マリア・マヌエラ・ダ・シルヴァ・アルヴァレス氏及びジョゼ・マリーニョ・アフォンソ・アルヴァレス氏に対する叙勲

11月19日(木)、日本国大使公邸において、マリア・マヌエラ・ダ・シルヴァ・アルヴァレス氏及びジョゼ・マリーニョ・アフォンソ・アルヴァレス氏に対する瑞宝小綬章の叙勲伝達式が行われました。

両氏は、長年にわたる日本・ポルトガル両国間の理解促進に対する多大な貢献が認められ、本年、同受章に至ったものです。

マリア・マヌエラ・ダ・シルヴァ・アルヴァレス (Maria Manuela Silva Álvares) 氏は、1969～2017年の日本滞在中、ポルトガル文化センター (Centro Cultural Português) を設立し、著作活動や講座等を通じ日本におけるポルトガル語・文化の理解促進に尽力するとともに、外務省研修所等において、ポルトガル語・ポルトガル事情に関する講義を通じて、ポルトガル語を専門とする100名余の外交官の育成に多大な貢献を行いました。

また、ジョゼ・マリーニョ・アフォンソ・アルヴァレス (José Marinho Afonso Álvares) 氏は、1968～2017年の日本滞在中、上智大学、東京外国語大学、東京大学においてポルトガル語・文化の講義を通じて、またポルトガル文化センターの共同設立者として、日本におけるポルトガル語・ポルトガル文化の普及に尽力しました。またポルトガルの文人外交官ヴェンセスラウ・デ・モラエス (Wenceslau de Moraes) についてのエッセイや日本ポルトガル交流史に関する学術書の発表等により、日ポ両国間の相互理解促進に多大な貢献を行いました。

当館より、両氏の長年の功績に感謝し、今回の叙勲をお喜び申し上げるとともに、この度のコロナ禍により、ご家族のみの出席となりました伝達式の模様を下記リンクに公開しましたので、どうぞご覧ください。

https://youtu.be/gc8_UuTWWiU





(2) カステル・ブランコ氏外務大臣表彰

日本国外務大臣は、この度、クリスティナ・カステル・ブランコ氏に対し、外務大臣表彰を授与することを決定いたしました。

ポルトガルにおける日本造園研究の第一人者であるクリスティナ・カステル・ブランコ氏は、従前より日本の学術誌への日本庭園関連論文の執筆・寄稿、また東京大学において特別講師等を務めるなどの学術的貢献に加え、昨年は著書『フロイスの見た日本の庭園・都市・景観』を出版し、歴史的な視点に立ちつつ、ランドスケープ・アーキテクトとしての専門性を生かし、日本文化の新たな魅力を紹介し、更なる学術交流の活性化にも尽力しました。そのほか、ご家族が所有するホテルに自らのデザインによる日本庭園を造園し、和太鼓コンサートの実施、日本人芸術家による個展開催の推進、大学との連携による日本関連展示会の共催等、一連の日本文化紹介を通じて日本・ポルトガル両国の交流推進に寄与されてきました。

これらの功績が称えられ、同氏に対し、今般、日ポ間相互理解及び友好親善への長年にわたる多大な貢献をした個人または団体に与えられる外務大臣表彰が授与されることとなりました。



(お知らせ)

(1) 「まるごと (A1) 日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの開講

国際交流基金の日本語学習サイト「みなと」に「まるごと日本語オンラインコース (A1)」の解説言語としてポルトガル語が新たに加わりました。

本コースは、インタラクティブなeラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語(聞く、話す、読む、書く)を総合的に学ぶことができます。

下記 URL をご参照ください。

URL : <https://www.fundacionjapon.es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues>

(2) キヤノン・ヨーロッパ財団の研究奨学金

キヤノン・ヨーロッパ財団は、あらゆる研究分野を対象に、修士・博士研究者向け研究奨学金を支給します。詳しくは、下記をご参照下さい。なお、本奨学金の願書締め切りは、新型コロナウイルス感染拡大により、2021年2月15日(月)まで延長されました。

支給期間：2021年9月～2022年12月

願書提出締め切り：2021年2月15日(月)

URL (願書・関連情報) : www.canonfoundation.org

(広報文化班より)

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

(ア) 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますのでご利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ (ポルトガル語)

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保険総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ (日本語)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

(イ) なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害（感染者であるかのごとく扱われる被害）等について、お心あたりのある方は、当館領事班へご連絡下さるようお願いいたします。

(2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

厚生労働省によると、現在、全ての国・地域から入国する全ての渡航者に、(ア) 検疫所が指定する場所（自宅など）での14日間の待機（自主隔離）、(イ) 到着空港から待機場所までの公共交通機関を**使わない**移動、(ウ) 待機場所及び移動手段の検疫所への登録、が求められていますが、これらに加え、入国前14日以内に入管法に基づく「入国拒否対象地域（含むポルトガル）」に滞在歴のある渡航者には、(エ) 新型コロナウイルス検査、(オ) 検査結果が出るまでの空港または指定施設での待機も要請されています。詳細については、以下の関連ページをご確認ください。

(水際対策の抜本的強化に関する Q&A)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

(3) 欧州でのテロ等に対する注意喚起

12月1日、外務省の海外安全ホームページに、欧州でのテロ等に対する注意喚起が掲載されましたので、以下のリンク先をご一読の上、安全確保に努めていただきますようお願いします。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C085.html

(4) 在留資格保持者の再入国について

9月1日以降、日本国政府は、再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国した在留資格保持者の再入国を認めています。11月1日以降は、従来求められてきた「再入国関連書類提出確認書」又は「受理書」の提出が不要となりました。詳細については、以下のリンク先をご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html

(5) ビジネス人材等の新規入国措置

日本国政府は、10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象として、原則全ての国・地域からの新規入国を許可しています（ただし、防疫措置を誓約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める）。この措置の詳細及び具体的な手続方法は当館領事班までお問い合わせください。

(6) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの導入

このたび、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）において、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが導入されました。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を

軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(7) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。

また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しております。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、皆様のご友人・知人で「ポルトガルに居住しているが、まだ在留届を提出していない方」がおられましたら、届出を行うようご案内下さい。

また、ポルトガル国内で転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を下記領事班あてにご連絡いただきますようお願いいたします。

(8) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等、第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、今回の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

登録はこちら：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(9) 海外に住んでいても、国政選挙への投票が可能に！

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについてはこちらをご参照下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

(10) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

(ア) あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

(イ) マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できます。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(※市区町村によって手数料・サービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになる予定です。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができるようになります。2021年3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度において使えるようになることを目指しており、また、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

(ウ) マイナンバーカードが健康保険証になれば、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替を待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

(エ) カードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願い申し上げます。

(11) 日本語補習授業校、入学希望者募集

リスボン日本語補習授業校及びポルト日本語補習授業校では、2021年度(令和3年度)の入学希望者を募集いたします。

(ア) 募集する児童生徒

- ・幼稚部・年長組：満5歳以上であること。(2016年4月1日までに生まれた子供)
- ・小学1年クラス：満6歳以上であること。(2015年4月1日までに生まれた子供)
- ・小学2～中学3年生

(イ) 入学の基本条件

- ・ポルトガル国在留の日本国籍を有する子女であること。
- ・当該学年の授業成立に必要な日本語能力を有すること。

(ウ) 授業について

- ・授業日：毎週土曜日 午前中 (年間40日程度)
- ・学習教科：国語、算数

詳しくは、こちらのリンクをご覧ください。

<リスボン日本語補習授業校>

<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool/blank-2>

連絡先：lisbon_jschool@yahoo.co.jp

<ポルト日本語補習授業校>

連絡先：ポルト日本語補習授業校運営委員会 kyomuportohoshukou@gmail.com

(12) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにE-mailにてご連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 E-mail：consular@lb.mofa.go.jp